

教保第424号
令和4年6月13日

各市町村教育委員会教育長
各公立幼稚園長
各小中学校長殿
各県立学校長
各教育事務所長

沖縄県教育委員会
教育長半嶺満
(公印省略)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等の一部改正について(沖縄県公立学校第3版令和4年4月1日適用令和4年6月10日別紙3-②一部改正)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
令和4年6月10日付け保ワ第1205号にて沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部長より別添1および令和4年6月10日付け保ワ第252号にて保健医療部ワクチン・検査推進課長より別添2のとおり通知がありました。

ついで、小・中・高等学校の児童生徒を対象としていました**学校・保育PCR検査は、6月13日よりこども園を含む保育園・幼稚園、学童及び特別支援学校を中心とした保育PCR検査へ移行します。それに伴い、今後、小・中・高等学校の児童生徒につきましては、学校内で感染者との接触があった者については、必要に応じ接触者PCR検査センター等を受検することになります。**

本県公立学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等は下記及び別紙3-②(一部改正)としますので、各学校においては、保護者への周知及び感染者発生時等における適切な対応をお願いいたします。

また、抗原定性検査キット配付事業については、令和4年6月13日付け教保第428号を御参照の上、併せて保護者へ周知していただくようお願いいたします。

各市町村教育委員会においては、貴所管の学校へ周知するとともに、学校において適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いいたします。

各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。

記

【対応に係る留意点】

- 学校で感染者との接触があった者については、必要に応じて接触者PCR検査センター等を受検する。
- 有症状者は、各家庭で抗原定性検査キットを申し込む。
- 有症状者で、抗原定性検査キットを使用し陰性が出た場合、症状がある間は自宅で休養し、症状が無くなってから登校する。症状が続く場合は再度抗原定性検査キットの使用や医療機関を受診すること。
- 無症状だが、下記感染リスクの高い場面での接触がある者がいないかどうか、必ず確認し、

接触者PCR検査の実施を案内する。

※感染対策を行わず飲食を共にした(給食を除く) ※マスクなしでの会話・合唱

※接触度の高い体育や部活動※学童、塾、スポーツクラブでの接触等

補足1)本県が設置している沖縄県接触者PCR検査センターは下記のとおりです。個人で申し込み、受検することになりますので、児童生徒等及び職員への周知をお願いします。

・沖縄県中部接触者PCR検査センター<https://okinawa-pcr-kensa.com/>

・沖縄県南部接触者PCR検査センター<http://nanbu.okinawa-pcr-kensa.com/>

担当教育庁保健体育課健康体育班

電話098-866-2726 F A X 098-862-0472

E -ma il imaedase@pref.okinawa.lg.jp__